

## 国民健康保険の財源である定率国庫負担金及び調整交付金の 減額調整（ペナルティ）廃止に関する意見書

山梨県では、障害児の健康を守り、地域で安心して生活が送れることを目的に、昭和47年に心身障害児医療費助成事業を創設し、昭和52年に対象年齢を20歳以上に拡大、平成4年に資格者に身体障害者手帳1～3級所持者、療育手帳A判定所持者を追加、更に平成7年には、資格者に精神障害者保健福祉手帳1・2級の所持者を追加し、制度の充実を図る中、平成20年4月から、利用者の利便性向上を図るため、医療費の医療機関窓口無料化（現物給付）を開始し現在に至っているが、国では、医療費助成制度の現物給付の実施は、安易な受診の助長につながるの理由から、現物給付を実施している地方自治体に対し、ペナルティとして、国民健康保険の国庫負担金の減額措置を講じている。

しかしながら、窓口無料化（現物給付）は、障害者にとって医療費助成の申請手続きが不要であるとともに、急病時にも安心して医療機関の診察を受けることができるため、傷病の早期治療や医療費確保の心配のないことから、傷病の早期発見が可能となっている。

また、障害者の自立と社会参加の促進は、国、地方を通じ大きな課題であることから、その基礎条件となる重度心身障害児者の健康を保持、増進するための医療費助成について、国は地方と一体となって拡充強化を図っていく必要があるものと考えます。

以上のことから、国に対し、重度心身障害児者に対して実施されている医療費助成制度の窓口無料化（現物給付）に対する国民健康保険国庫負担金等を削減する減額調整（ペナルティ）を廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月17日

甲 府 市 議 会

提出先

衆議院議長    参議院議長    内閣総理大臣    厚生労働大臣